

審査会回答第20号
平成21年12月21日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年6月25日付け保指第779号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

第1 事案名

意見照会第21号

平成20年4月14日付けで異議申立人から提起された、平成20年4月10日付け保指第91号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

第2 回答内容

1 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

2 理由

- (1) 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「別紙に記載」というものであり、本件請求書に添付された別紙に「1、鋸南町の一般会計、国保会計の地方財政法7条違反と粉飾決算についてわかる一切の書類（放置していた県職員が誰かわかる書類含む） 2、上記1、に関して、千葉県が地方自治法に基づく助言をしたことがわかる一切の書類（同法に基づく勧告も含む） 3、上記1、の不法行為に関して、千葉県が国に報告したことがわかる一切の書類 4、鋸南町の不法行為を隠すため、行政文書開示請求を却下したことがわかる一切の書類（関与していた県職員が誰かわかる書類含む） 5、上記1、の不法行為がいつまでに解消するのかがわかる一切の書類 6、平成20年2月25日付鋸監第4号「鋸南町職員措置請求に基づく監査結果について（通知）」の「第5監査の結果」の記述で誤っていることがわかる一切の書類 7、鋸南町が国保法72条の4の「療養給付費等交付金」を「療養給付費交付金」として、同町の国保会計の予算書、決算書に記載し、不法行為を隠してきたことがわかる一切の書類 8、

H20、1、30付行政文書開示請求書に関する処分に係る一切の書類」と記載されている。

- (2) 実施機関は、本件請求のうち「8、H20、1、30付行政文書開示請求書に関する処分に係る一切の書類」の部分については、平成20年4月10日付けで行政文書部分開示決定を行ったが、当該部分以外の部分については、本件請求書の内容からは請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月24日付け保指第6234号で異議申立人に対し補正を求めた。

当該補正の求めに対して、異議申立人から平成20年3月26日付けで回答書(以下「本件回答書」という。)が送付された。

- (3) 本件回答書に記載された内容は「以下の補足説明を追加する。」「・1、4、につき「平成19年度受付942番で対象文書を特定した決裁に関する一切の書類含む。平成19年度受付942番以後の開示請求で却下の決裁に関する一切の書類含む。H19、1、26付(自己情報開示請求却下に対する)異議申立書(諮問も含む。)に関する一切の書類も含む(諮問しなくてもよいことがわかる一切の書類も含む。)。」「・2、3につき「国への助言を求めた書類も含む。」「・5につき「国又は県から鋸南町への助言又は勧告の書類に期限が記載されていたら、その書類も含む。鋸南町から国又は県への提出書類含む。」「・1、6につき「鋸南町より入手したH20、2、25付鋸監第4号含む。」「・7につき「国保法106条に基づく報告の徴収も含む。県が鋸南町を指導した時の書類(指摘がない場合は、指摘がなかったことがわかる書類)も含む。」というものであった。

実施機関は、本件回答書には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

- (4) 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書及び本件回答書を確認したところ、本件請求は、鋸南町の会計に地方財政法(昭和23年法律第109号)違反などの不法行為があるといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、本件回答書によっても千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。

- (5) したがって、本件処分は妥当である。